



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

- 沖縄県知事及び副知事の給与の特例に関する条例（人事課）…………… 1

### 公布された条例のあらまし

- 沖縄県知事及び副知事の給与の特例に関する条例（条例第36号）

- 1 令和4年7月1日から同年9月29日までの間における知事及び副知事の給料月額を減額して支給することとし、その措置に関し必要な事項について定めることとした。（第1条から第3条まで）
- 2 この条例は、令和4年7月1日から施行することとした。（附則）

## 条 例

沖縄県知事及び副知事の給与の特例に関する条例をここに公布する。

令和4年6月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県条例第36号

### 沖縄県知事及び副知事の給与の特例に関する条例

（沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の特例）

**第1条** 令和4年7月1日から同年9月29日までの間においては、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）第1条に規定する知事及び副知事に対する給料月額の支給に当たっては、同条例別表第1に規定する給料月額から、知事にあつては同表に規定する給料月額に100分の15を、副知事にあつては同表に規定する給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

（端数計算）

**第2条** この条例の規定により給料月額を支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

る。

(規則への委任)

**第3条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階</p>
--	--